

# 工場認可申請の手引き

工場を設置（変更）する場合は  
計画の段階で環境確保条例※による  
工場認可を受ける必要があります。

1. 認可申請対象事業所一覧	1
2. 申請の方法	4
3. 申請に必要な書類	5
1) 工場設置（変更）認可申請書	
2) 別紙	
3) 案内図	
4) 配置図	
5) 平面図	
6) 立面図	
7) かなばかり図	
4. 手数料	5
5. 工場に関する主な規制基準	6
6. 公害防止	
1) 公害防止の方法	7
2) 公害防止管理者	8
3) 公害防止関連機関	8

※「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」  
(略称：環境確保条例)

世田谷区 環境保全課

TEL 6432-7137

FAX 6432-7981

☎158-0094 世田谷区玉川1-20-1

二子玉川分庁舎B棟3階

# 1. 認可申請対象事業所一覧

- 1) 定格出力の合計が2.2kw以上の原動機を使用する物品の製造、加工又は作業を常時行う工場。  
(レディミクストコンクリートの製造については、同一の工場において1年以上行うもの)
  
- 2) 定格出力の合計が0.75kw以上2.2kw未満の原動機を使用する物品の製造、加工又は作業で次に掲げるものを常時行う工場。
  - (1) 裁縫、織物、編物、ねん糸、糸巻、組ひも、電線被覆又は製袋
  - (2) 印刷又は製本
  - (3) 印刷用平板の研磨又は活字の鋳造
  - (4) 金属の打抜き、型絞り又は切断(機械鋸を使用するものを除く)
  - (5) 金属やすり、針、釘、鋏又は鋼球の製造
  - (6) ねん線もしくは金網の製造又は直線機を使用する金属線の加工
  - (7) 金属箔又は金属粉の製造
  - (8) つき機、がら機、粉碎機又は糖衣機を使用する物品の製造又は加工
  - (9) 木材、石材もしくは合成樹脂の引割り又は木材のかんな削りもしくは細断
  - (10) 動物質骨材(貝殻を含む)、木材(コルクを含む)又は合成樹脂(エポナイト及びセルロイドを含む)の研磨
  - (11) ガラスの研磨又は砂吹き
  - (12) レディミクストコンクリートその他のセメント製品の製造(レディミクストコンクリートの製造については、同一の工場において1年以上行うもの)
  - (13) 魚肉又は食肉練製品の製造又は加工
  - (14) 液体燃料用のバーナーの容量が1時間当たり20ℓ以上又は火格子面積が0.5㎡以上の炉を使用する食品の製造又は加工

3) 次に掲げる物品の製造、加工又は作業を常時行う工場。

- (1) 金属線材（管を含む）の引抜き
- (2) 電気又はガスを用いる金属の溶接又は切断
- (3) 厚さ0.5mm以上の金属材のつち打ち加工又は電動もしくは空気動工具を使用する金属の研磨、切削もしくは鋳打ち
- (4) ショットブラスト又はサンドブラストによる金属の表面処理
- (5) 塗料、染料又は絵の具の吹付け
- (6) 乾燥油又は溶剤を用いる擬革紙布、防水紙布又は絶縁紙布の製造
- (7) 溶剤又はラバーセメントを用いるゴム製品の製造又は加工
- (8) ドライクリーニング
- (9) テレピン油又は樹脂を原料とする物品の製造
- (10) 石炭、亜炭、アスファルト、木材もしくは樹脂の乾留又はタールの蒸留もしくは精製
- (11) たん白質の加水分解
- (12) 合成樹脂の製造もしくは過熱加工又はファクチスの製造
- (13) 石綿、岩綿、鉱さい綿、ガラス綿、石こう、うわ薬、かわら、れんが、土器類、陶磁器、人造砥石又はるつぼの製造
- (14) 電気分解又は電池の製造
- (15) 床面積の合計が50㎡以上の作業場で行われるテレビジョン、電気蓄音機、警報器その他これらに類する音響機器の組立て、試験又は調整
- (16) ガス機関、石油機関その他これらに類する機関の試験又は調整
- (17) 発電の作業
- (18) 金属の溶融又は精錬（貴金属の精錬又は活字の鋳造を除く）
- (19) 金属の鍛造、圧延又は熱処理
- (20) 溶剤を用いる塗料の加熱乾燥
- (21) 塗料、顔料、合成染料又はこれらの中間物の製造
- (22) 印刷用インク又は絵の具の製造
- (23) アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸留産物又はその残りかすを原材料とする物品の製造
- (24) 電気用カーボンの製造
- (25) 墨、懐炉灰又は練炭の製造
- (26) 動物質臓器又は排泄物を原料とする物品の製造
- (27) 油脂の採取もしくは加工又は石鹼の製造
- (28) 肥料の製造

- (29) ガラスの製造又は腐食もしくは加熱加工
- (30) ほうろう鉄器又はほうろう薬の製造
- (31) セメント、生石灰、消石灰、又はカーバイトの製造
- (32) 硝酸塩類、過酸化カリウム又は過酸化ナトリウムの製造又は精製
- (33) ヨウ素、硫黄、塩化硫黄、塩化ホスホリル、りん酸、水酸化ナトリウム、水酸化カリウム、アンモニア水、炭酸カリウム、炭酸ナトリウム、さらし粉、次硝酸ビスマス、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、バリウム化合物、銅化合物、スルホンメタン、グリセリン、スルホン酸アンモニウム、酢酸、安息香酸又はタンニン酸の製造又は精製
- (34) 有機薬品の合成
- (35) 火床面積が0.5㎡以上又は焼却能力が1時間当たり50kg以上の焼却炉を使用する廃棄物の焼却
- (36) 油缶その他の空き缶の再生
- (37) 金属の酸洗い、腐食、めっき、又は被膜加工
- (38) 鉛、水銀又はこれらの化合物を原料とする物品の製造
- (39) 羽根・毛の洗浄・染色もしくは漂白、繊維の染色・漂白又は皮革の染色
- (40) 紙又はパルプの製造
- (41) 写真の現像
- (42) 有害ガスを排出する物の製造又は加工
- (43) 有害物質を排出する物の製造又は加工

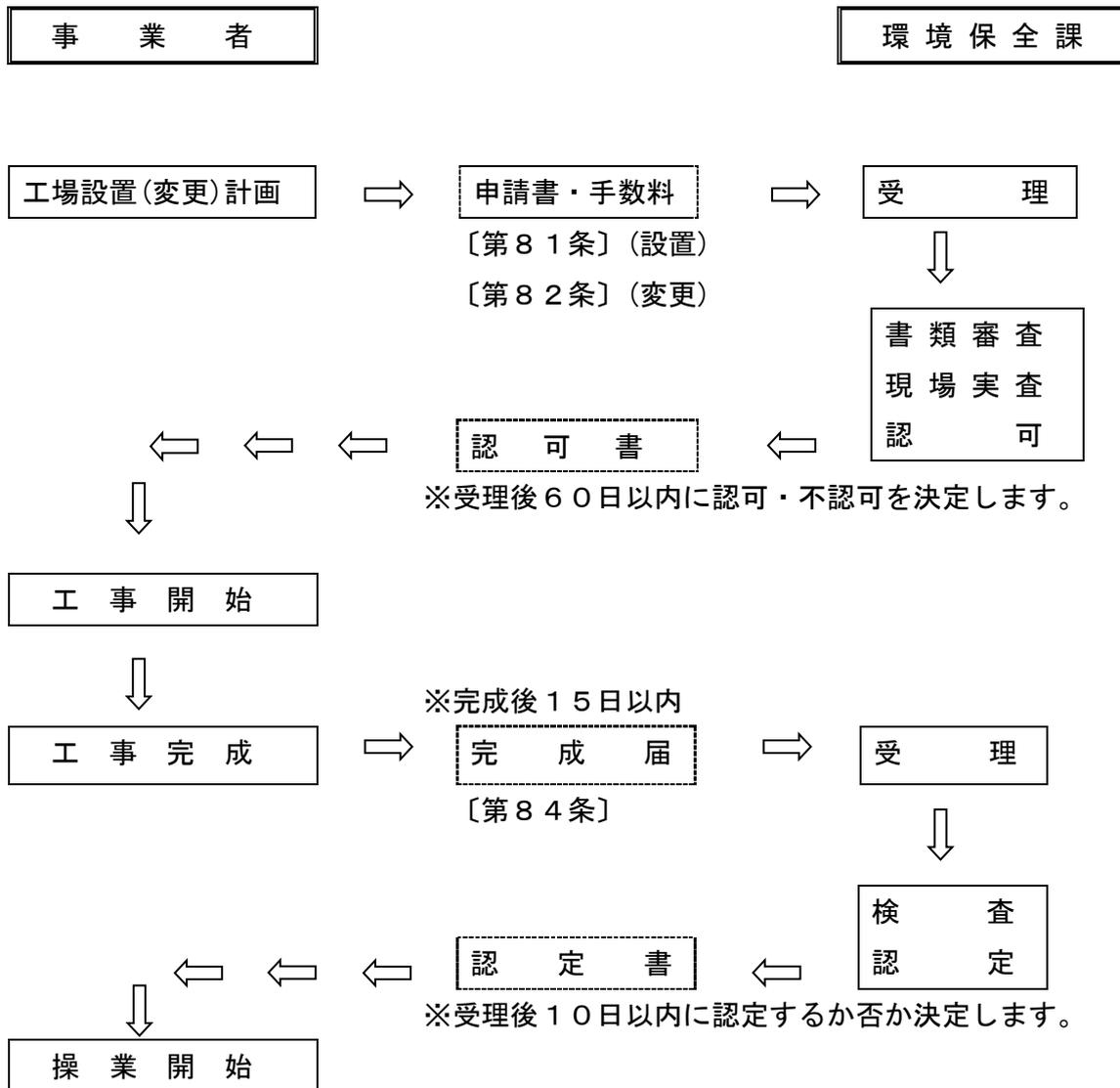
[詳細については、環境確保条例第2条第7号別表第1参照]

## 2. 申請の方法

事業活動に伴って発生する公害を未然に防止するため、工場は設置（変更）前に環境確保条例による認可を受けなければなりません。

環境保全課では申請された工場が環境確保条例の規制基準などに適合するかどうか審査し、適合している場合は認可します。

◎ 申請は以下のような手続きになります。



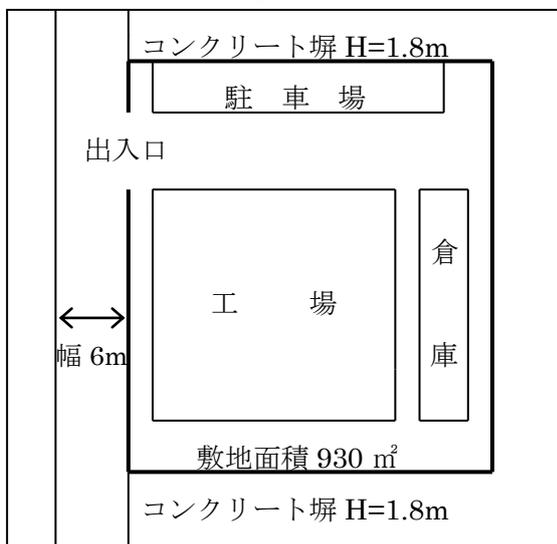
◎ 工場の事業内容・規模により、他の法令（大気汚染防止法・建築基準法など）による届出が必要な場合や、設置できない場合がありますのでご注意ください。

◎ 認可後、認可の内容（原動機の出力等）や代表者氏名等を変更する場合は、必ず事前に環境保全課へご相談ください。

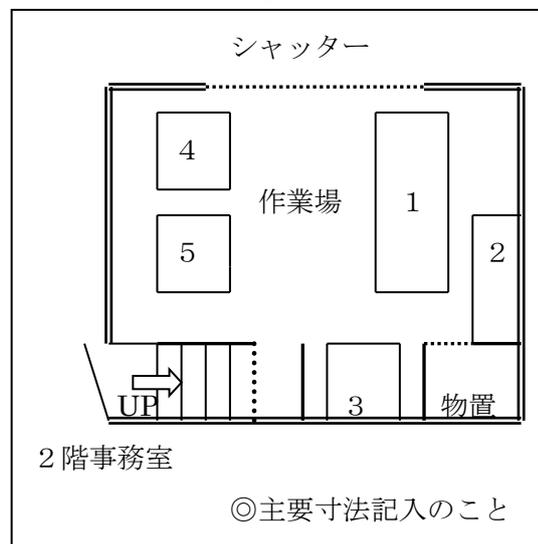
### 3. 申請に必要な書類

- 1) 工場設置（変更）認可申請書
- 2) 別紙 工場の内容により届出別紙が異なります。
- 3) 案内図 現場へ調査に行きますので、現地の案内図が必要です。  
工場を赤色で、工場周囲 100m 内の学校・病院などを青色で記入して下さい（住宅地図などを使用）。
- 4) 配置図 隣接道路の状況・幅員、隣家との境界（塀の高さ・種類など）や敷地内での工場の位置がわかるもの。 ※記載例①
- 5) 平面図 工場内にある主な施設の位置がわかるもの。 ※記載例②

※記載例①（配置図）



※記載例②（平面図）



- 6) 立面図 窓やダクト・排気口の位置がわかるもの。
- 7) かなばかり図 壁の構造がわかるもの。
- 8) その他 設置機械仕様書等の提出を、お願いする場合があります。

### 4. 手数料

設置の場合 (作業場面積で 異なります)	500㎡以下のもの。	8,700円
	500㎡を越え1,000㎡以下のもの。	14,200円
	1,000㎡を越えるもの。	20,200円
変更の場合		7,600円

☆つり銭の無いようにお願いします。

## 5. 工場に関する主な規制基準

1) 騒音（敷地境界）の規制基準（単位：dB）

〔条例第68条、別表第7-5〕

区 域	該 当 地 域	時 間 の 区 分	基 準 値	特 別 基 準
A第1種 区域	第1種低層住居専用地域	8時～19時	45	B・C区域内の学校・ 保育所・病院・図書館 等の周囲50m以内の 地域  ↓  各欄から5dB減じた値
	第2種低層住居専用地域	19時～翌8時	40	
B 第2種 区域	第1種中高層住居専用地域	8時～19時	50	
	第2種中高層住居専用地域			
	第1種住居地域	19時～翌8時	45	
	第2種住居地域 準住居地域 ※第1特別地域			
C 第3種 区域	近隣商業地域	6時～8時	55	
	商業地域	8時～20時	60	
	準工業地域	20時～23時	55	
	※第1特別地域除く	23時～翌6時	50	

（※第1特別地域とはCのうちAの周囲30m以内の地域）

2) 振動（敷地境界）の規制基準（単位：dB）

〔条例第68条、別表第7-6〕

区 域	該 当 地 域	時 間 の 区 分	基 準 値	特 別 基 準
第1種 区域	第1種低層住居専用地域	8時～19時	60	学校・保育所・病院・ 図書館等の周囲50m 以内の地域  ↓  各欄から5dB減じた値
	第2種低層住居専用地域			
	第1種中高層住居専用地域			
	第2種中高層住居専用地域	19時～翌8時	55	
	第1種住居地域			
	第2種住居地域 準住居地域			
第2種 区域	近隣商業地域	8時～20時	65	
	商業地域	20時～翌8時	60	
	準工業地域			

☆その他の基準については、環境保全課にお問い合わせください。

## 6. 公害防止

工場を設置する際、機械の配置などは付近の環境を考慮して決め、騒音公害等が発生しないように下記の点などに注意してください。苦情が生じた場合は、苦情者と真摯に話し合う等、責任者が誠意をもって解決にあたる必要があります。

### 1) 防止の方法

#### (1) 騒音対策

◎低騒音型の機械を選択する。

◎騒音発生源を壁などで囲う。

☆壁はコンクリートなど遮音性能が高いものにする。

☆コンプレッサーは専用の部屋に設置する。

◎出入口・窓は遮音性能が高いサッシ等にする。

◎作業中は出入口・窓を閉めるようにする。

☆窓を閉めて作業できるように、エアコンなどを設置する。

#### (2) 振動対策

◎低振動型の機械を選択する。

◎防振基礎にする。

☆コンクリートを厚く打つ。防振ゴムを取り付ける。

#### (3) 大気汚染対策

◎ボイラー

☆低硫黄燃料（特A重油・都市ガス）にする。

◎焼却炉

☆使用は極力控える。

☆排出基準を満たさない焼却炉は使用できません。

◎クリーニング

☆密閉型機械を使用する。

☆排気ダクトを設置する場合は周囲の状況を考慮する。

#### (4) 水質汚濁対策

◎油水分離層などのトラップを設置し、定期的に清掃する。

◎有害物質を含むものや大量の汚水等を排水する場合は、適切な排水処理施設を設置する。

#### (5) 悪臭対策

◎適正な換気装置と脱臭装置を設置する。

#### (6) その他

◎公害防止のために、塀等の設置・屋外作業の制限等が条例で定められています。

## 2) 公害防止管理者

- (1) 工場の種類・規模により公害防止管理者の設置が義務付けられております。

〔環境確保条例第105条・規則48条・別表第9〕

〔特定工場における公害防止組織の整備に関する法律〕

- (2) 公害防止管理者の資格は講習または試験により取得できます。

講習日などについては、下記にお問い合わせ下さい。

◎条例：東京都環境局環境改善部計画課 TEL 5321-1111 (代表)

◎法律：公害防止管理者試験センター TEL 5209-7713

2013.3